

新潟市がけ地近接等危険住宅 移転事業費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び新潟県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和49年12月4日付け建第2233号土木部長通知）に基づき、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては新潟市補助金等交付規則及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により、安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項に基づき新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号。以下「新潟県条例」という。）第6条で指定した災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき、新潟県条例第8条で建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき新潟県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業等は、危険住宅を災害危険区域等の区域外へ移転する事業（以下「移転事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険住宅を移転する者が移転事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 危険住宅の除去等に要する経費

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（当該住宅の建設に必要な土地の取得に要する経費を含む。）及び改修に要する経費

(3) 危険住宅に代わる住宅の購入に要する経費（当該住宅の建設に必要な土地の取得に要する経費を含む。）

2 前項第2号及び第3号に定める経費は、当該経費を金融機関その他の機関から借り入れた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

（補助金の交付基準）

第5条 補助金の交付基準は、別表に掲げるとおりとする。

（認定の申請）

第6条 補助金等の交付を受けて、移転事業を行おうとする者は、当該移転事業を実施する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業認定申請書により、移転事業としての認定を申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、その申請にあたって、あらかじめ、移転事業に係る住宅が危険住宅に該当するかどうか市長の確認を受けるものとする。

（認定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、調査及び確認のうえ、移転事業に適合するかどうかについて認定するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定による認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、移転事業の実施前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえ、相当と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書により、補助金の交付を決定し、当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたって、補助金の交付決定の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第10条 前条の交付決定を受けた者は、移転事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、変更を認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付変更申請）

第11条 第9条の規定による通知を受けた者は、補助金交付の変更を受けようとするときは、移転事業の実施前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定変更)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえ、適当と認めたときは、補助金交付の決定を変更し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定変更通知書により、当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたって、補助金の交付決定の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(事業の廃止等)

第13条 第9条の交付決定を受けた者は、移転事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、がけ地近接等危険住宅移転事業廃止(中止)承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、廃止(中止)を認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第14条 第9条の交付決定を受けた者は、移転事業が完了したときときは、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書を当該移転事業が完了した日から5日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、事業が適正であると認めたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の額の確定通知書により、補助金の額を確定し、その旨を当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書により、移転事業を行った者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき
- (2) 適正ながけ地近接等危険住宅移転事業でなかったことが判明したとき
- (3) その他補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

3 市長は、前各項の規定による取り消しをした場合は、申請者に対してがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定（確定）取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の確定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金の交付基準

経費区分	補助対象事業の内容	補助対象金額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅の除却等に要する費用	1戸当たり 975 千円を限度とする。	10/10
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金（当該住宅の建設に必要な土地の取得に要する資金を含む。）を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	1戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）を限度とする。	10/10

注：補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。